

関東地区学生相談研究会 選挙内規

2014年10月19日 制定

2016年10月30日 改定

1. 新会長を互選するため、現会長は例会の行われる日を投票日として指定し、また会員の中から選挙管理委員を複数名委嘱する。
2. 選挙管理委員は、選挙権・被選挙権を有する前年度までの会費払い込み済みの会員名簿を作成し、会員に告知する。また同時に、新会長に立候補するものを募る。
3. 立候補者は選挙管理委員に、会員へのメッセージとともに立候補を表明し、選挙管理委員はすべての会員に立候補者の氏名とメッセージを告示する。
4. 投票は投票日の例会にて無記名でおこなわれるが、当日例会に出席出来ない者は、出席する会員に投票を委任することが出来る。
5. 委任を希望する者は選挙管理委員の指定する期日までにどの会員に投票を委任するか、選挙管理委員に事務局に登録しているメールアドレスから申し出る。
6. 選挙日の例会に出席した会員には投票用紙一枚と委任を受けた人数分の投票用紙を配付する。
7. 当日の選挙は選挙管理委員が取り仕切り、その場で開票して当選者と次点者を発表する。
8. 立候補者が複数いなかった場合は選挙内規 4, 5, 6, 7 は行わず、投票日の例会参加者の過半数の承認をもって当選として扱う。
9. この規則の改廃は、幹事会で協議し、例会出席者の過半数をもって行う。

以上